

情報開示・発信基盤整備の在り方についての論点整理（案）

1. 情報開示・発信基盤整備に当たっての課題

「新しい公共」の政策展開の下、今後、社会貢献に向けた寄附が拡大し、NPO等の自立的活動や「新しい公共」の担い手の参入が促進されることが期待される。また、認定や認証権限の地域への移譲によって、地域の視線で、NPOを育て、寄附文化を育てる環境が整備されることとなる。

その際、「新しい公共」の担い手・中間支援機関、寄附者、行政を繋ぐ情報基盤を整備することが、寄附者の安心・安全の確保しつつ、多様な非営利活動の成長・発展を実現するうえで極めて重要な要素となる。

しかしながら、情報開示・発信基盤の現状をみると、①寄附者にとっては、寄附先の団体情報と寄附の使われ方が明確でない、②NPO等の担い手にとっては、情報発信に手間がかかる、インセンティブがない、③行政の開示する情報については、利用しづらい等の様々な問題点が指摘されている。

2011年度からの寄附税制の見直し等新たな制度改革が我が国の寄附文化に与える影響を見越し、まずはNPO法人を中心として、情報開示・発信基盤の整備を進めることが重要ではないか。

2. 論点整理に当たっての基本的考え方

(1) 情報の「透明性」、「信頼性」、「効率性」を確保する

- ・透明性－NPO等の活動・事業について、国民が知りたいことをできる限り可視化(将来的には、法人格によらず、国民の側の視点に立ち、一覽性、比較性、検索、並替え等の機能の確保)する。
- ・信頼性－個人情報や安全・安心の観点から非公開が望ましい情報を保護しつつ、正確な情報を継続的に提供する。
- ・効率性－情報の入力・維持管理の省力化、利活用の際の利便性向上に努める。

(2) 官・民の役割分担を明確にする

- ・行政は、NPO等の活動・事業の実態について法令で定める情報などについて、官民で集約・共有化し、国民が利用しやすい形で公開するよう努める。
- ・官民が協力・連携し、情報開示・発信基盤のボトムアップを支援していくほか、国民からのNPO等の活動に関する苦情等について適切に情報共有する。

- ・民間は、活動・事業についての自発的な発信（開く）、人材・情報・資金のマッチング（つなぐ）、ファンドレイジング（引き出す）、評価等、多様なサービスを支える付加価値の高い情報関連活動を行う。

(3) 制度改正等の実現時期と歩調を合わせつつ、官民の協力・連携の下、必要な環境整備を進める

- ・情報開示・発信基盤整備に当たっては、現在の行政やNPO等の情報基盤の実情を踏まえた段階的アプローチをとる。政府は、当面の間、各省横断的にその進捗状況を毎年チェックする。
- ・次期通常国会に提出予定のNPO法改正法案等に、情報関連で必要な規定を盛り込むことを検討する。
- ・「新しい公共支援事業」等を通じて、情報開示・発信基盤整備のモデル的対応を行い、ITリテラシーの向上等を推進する。また、関係機関において上記改正後のNPO法の施行に当たり必要な予算・機構定員要求等の準備を行う。

3. 情報開示・発信基盤整備に当たっての論点と対応の方向

(1) NPO法人に関する閲覧情報のインターネットでの開示

【課題】現在、NPO法人から行政への提出書類は、所轄庁や所管税務署でしか閲覧できない。インターネットでの開示や開示情報の印刷の可否も所轄庁ごとに対応がバラバラな状況にある。さらに、NPO法人から報告が義務付けられている書類が提出されておらず、ポータルサイトに掲載されていないケースが多くみられる。

(参考)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(財産目録等の提出及び公開)

第 22 条 2 行政庁は、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。

第 57 条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、…公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- NPO法人からの提出書類(認証関連、認定関連)のうち、現行閲覧可能なものについては、全国どこからでも自由にアクセスできるようにインターネット上

- で情報を共有化し、公開・印刷できる仕組みとすべきではないか。
- 提出を義務付けている事業報告書等について、NPO法人から確実に提出させるためにはどのような方策が考えられるか。
 - インターネットでの情報公開や謄写を可能とすることについて法定化すべきではないか。

(2) NPO法人の閲覧情報の追加等

【課題】 寄附税制の見直し等、新たな制度改正に伴い、情報提供する事項を検討する必要がある。一方、寄附のしやすい環境を目指して、これまで以上に保護すべき個人情報、安全・安心の観点から保護すべき情報に配慮することも重要である。

(参考) 認定に必要な書類のうち、寄附者名簿(寄附者の氏名、住所、寄附金額、受領日)については、個人情報保護の観点から閲覧に供していない。なお、公益法人については、役員又は社員名簿は氏名を閲覧・謄写可能としている

- 閲覧情報の追加
 - ・ P S Tにおける絶対値基準の導入(年3千円以上の寄附者年平均100人以上)や条例指定に伴うP S T要件の免除、仮認定の導入等の制度改正に伴い、閲覧情報等を追加すべきではないか。
 - ・ 登記されていない法人、一定期間事業報告書未提出の法人、改善命令等の事実関係について、国民に一定基準の下で知らせることが必要か。
- 個人情報、安全・安心の観点から保護すべき情報
 - ・ 社員10名以上の名簿(住所、氏名)や役員名簿(同左)が閲覧対象となっているが、個人情報との関係で、役員は氏名まで、社員は閲覧の対象外とすべきとの意見をどう考えるか。

(3) NPO法人に関する閲覧情報の電子化・標準化

【課題】 基本情報の利便性を高めるためには、NPOからの提出書類の電子化が不可欠である。また、電子化を進めるためには、報告書の電子媒体での提出に加え、事業報告書等の提出書類の標準化や自動計算化等を組み込むことが重要である。

(参考) 公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律
(財産目録の備置き及び閲覧等)

第21条 3 第1項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

(参考) NPO法人の認証や事業報告に係る電子申請は可能であるが、利用状況は極めて少ない(平成21年の内閣府への総申請数4397件のうち47件)。

- NPOからの提出書類の電子化をどう進めるか。電子ファイルでの提出を認めるべきではないか。
- 標準化に当たっては、一覧性、比較性のあるフォーマットにするためには、雛型をどのようにすればよいか。一方で、事業報告書は団体の創意工夫を推奨すべきで、フォーマット化すべきではないとの意見があるがどう考えるか。
- NPO法人会計基準の導入促進を図るため、「一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計の基準その他の特定非営利活動法人の会計の慣行をしん酌する」旨を原則とすることを検討できないか。

(4) 自由に利活用できる行政サービスとしての基本情報

【課題】 現在、インターネット上で自由に利活用できる行政情報(HTML形式やCSV形式等の編集が可能なデータ)は、限定されている。あるべき姿としては、閲覧情報については、情報の利用者のニーズに応じて、インターネット上で、自由に利活用できることを目指すことが重要である。

- 行政サービスとして自由に利活用できる基本情報(以下「基本情報」という)の範囲
 - ・全国共通に提供する「基本情報」は、別紙に掲げるような主な組織情報、財務情報ということでよいか(別紙参照)。
 - ・全国共通に提供すべき組織情報は何か(例えば、認証を受けているが登記されていない団体については、新たに明示すべき等の声がある)。
 - ・全国共通に提供すべき財務情報の項目は何か。
 - ・何年間の情報を提供するのか(現状、閲覧情報は過去3年分)
 - ・「基本情報」以外については、各地方自治体、NPO、民間それぞれの自発的な取組に任せるということでよいか。(例えば、監査報告書の添付、分野ごとの活動別報告書等)
- 「基本情報」の提供体制
 - ・「基本情報」を、誰が、どこまで、責任を持って提供するか。組織情報については、当面は、各都道府県が責任をもって入力するという事か。一方で、財務情報については、NPOに電子入力を求めていってはどうか。
 - ・入力された基本情報は、一元的に共有できるよう、内閣府が都道府県の協力を得て、維持管理する必要があるのではないか。
- 最新情報のアップ・デート
 - ・最新情報をNPOや行政でアップ・データするために有効な仕組みをどのよ

うに構築するか

(参考)NPO法人は、毎年事業年度終了後3か月以内に当該年度の事業報告書等や役員名簿等を所轄庁へ提出することとなっているが、入力されていないものが多数ある。また、都道府県のうち、NPOポータルサイトへの組織情報について、新規認証団体についての入力が遅れているところが見られる。

- 個人情報、安全・安心の観点から保護すべき情報
 - ・DVシェルター等情報公開にセンシティブな事業活動を行っているNPO等については、その事業内容によって国民の閲覧を制限することがどこまで可能か。「基本情報」について、NPOから秘匿の申し出がある場合には、掲載を制限するなどの対応も考えられる)

(5) 国民の安心・安全確保のための情報連携

- 国民からの苦情にどう対応するか
 - ・行政の窓口、消費生活センター、中間支援NPO等に寄せられた寄附に関する苦情等について、関係機関で相互共有できる仕組み、国民に対する情報提供を行う仕組みが必要ではないか。

(6) 新しい公共支援事業でのモデル的対応等

【課題】NPO法人の情報基盤整備には、NPO法人自体のITリテラシーの向上努力を含め、時間を要すると考えられる。新しい公共支援事業を通じて環境整備に向けた支援事業を行う中で、モデル的対応を進めることが必要。また、新しい公共支援事業の対象は、NPO法人に限らないことから、任意団体や他の法人でも幅広く活動内容等を国民に知ってもらうことも検討する必要がある。

- 新しい公共支援事業の利用者には、同事業の利用後3か月以内に、(3)で述べた基本情報を基本として、既存データを活用しつつ、必要な情報を提示してはどうか。
- 各都道府県から発信することとし、合わせて内閣府のサイトでは統合的にリンクしてみられるようにしてはどうか。
- 何らかの税法上の特典が付与される団体について、省庁が取得する事業・財務報告の開示について検討すべきではないか。
- 情報開示に必要なリテラシーが不足しているNPO法人等に対する支援をどうすべきか。